

役務の提供を受ける契約（放置車両の確認及び標章の取付け）に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領

（趣旨）

第1 この要領は、県が役務の提供を受ける契約（放置車両の確認及び標章の取付けに係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）並びにその審査の申請の時期及び方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審査対象）

第2 この要領において、競争入札参加資格の審査の対象となる者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項に規定する青森県公安委員会の登録を受けた法人で、県と役務契約を締結することを希望する者であって、次のいずれにも該当しないものとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- 2 営業に関し許認可等を必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者
- 3 政令第167条の4第2項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 5 次に掲げる者に該当する者
 - (1) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - (2) 役員等（法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者
 - (3) 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに関し、金品その他財産上の利益の供与（以下「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者
 - (4) 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

(5) 役員等が暴力団と交際していると認められる者
(競争入札参加資格)

第3 競争入札参加資格を有するものは、原則として、別表1に定める契約予定金額に対応し、第4により等級の格付決定された者とする。

(等級格付基準)

第4 第3の規定の等級格付は、別表3に基づき付与された数値の合計により、別表2に基づき決定する。

(競争入札参加資格者名簿)

第5 第4により競争入札参加資格の等級格付を決定したときは、競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。

なお、当該競争入札参加資格者名簿は、青森県警察本部ホームページにおいて公表する。

(用語の定義)

第6 競争入札参加資格審査申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)の添付書類中における用語の定義は、次のとおりとする。

1 平均生産額又は販売額

資格審査の申請をする日(以下「審査基準日」という。)の直前2年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額とする。

なお、各事業年度における生産額又は販売額(以下「生産額等」という。)については、組織変更、家業相続等が行われ、かつ、現企業体と前企業体とが同一性を保持している場合は、前企業の生産額等を、また、企業の合併が行われた場合は、合併前の企業体の生産額等の合計額を記載することができる。

2 自己資本額

審査基準日の直前に終了する事業年度の決算(以下「決算」という。)における自己資本額(純資産の部の合計額)とする。

3 職員数

決算における従業員数とし、常勤役員を含むものとする。

4 流動比率

決算における流動資産を決算における流動負債で除して得た数値を百分比で表したものとする。

5 営業年数

創業から審査基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した期間とし、1年未満は切り捨てるものとする。

なお、創業は組織変更、家業相続等が行われ、かつ、現企業体と前企業体とが同一性を保持している場合は、前企業の創業時を、また、企業の合併が行われた場合は、合併前の各企業体の古いものの創業時を記載するものとする。

6 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進

法」という。)第43条第7項に規定する事業主(以下「雇用状況報告義務者」という。)である場合については、所轄の公共職業安定所に報告した直近の障害者の法定雇用率達成の有無を、それ以外の事業主については、審査基準日での障害者(障害者雇用促進法の定めによる。)の雇用人数を記載するものとする。

7 ISO認証取得

国際標準化機構が定めた規格のうち、ISO9001及び14001の認証について、審査基準日における取得の有無を記載するものとする。

8 青森県健康経営事業所認定取得

青森県が定めた青森県健康経営事業所の認定について、審査基準日における取得の有無を記載するものとする。

9 「あおもり働き方改革推進企業」認証取得

青森県が定めた「あおもり働き方改革推進企業」の認証について、審査基準日における取得の有無を記載するものとする。

(資格審査の申請方法及び添付書類)

第7 申請書には、次に掲げる書類を添付して青森県警察本部交通部交通指導課に提出させるものとする。

1 添付書類

(1) 経営規模等総括表(第2号様式)

(2) 商業登記事項証明書の原本又は写し

(3) 財務諸表(資格審査を行う年の属する事業年度の直前2か年度におけるそれぞれの決算に係るもの)

賃借対照表及び損益計算書

(4) 納税証明書の原本

法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税、法人都道府県民税(本店の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税、法人都道府県民税)

(5) 職員数が確認できる書類

(6) 法人番号指定通知書の写し等

(7) 許認可証等の写し(法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し)

(8) 障害者雇用状況報告書等の写し

(9) ISO認証登録証の写し

(10) 青森県健康経営事業所認定証の写し

(11) あおもり働き方改革推進企業認証書の写し

(12) 役員等一覧表(第3号様式)

(13) その他青森県警察本部長が必要と認めた書類

2 申請書及び前1の(3)の財務諸表は、日本語で作成させること。

3 前1の(4)から(13)の添付書類のうち外国語で作成されているものは、日本語の訳文を付記又は添付されること。

4 添付させる書類中の金額は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の規定による外国貨幣換算率の例により、日本通貨に換算した上で、記載させるものとする。

5 提出した申請書及び添付種類は、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）第5条の規定により、開示請求の対象となる場合がある。

（申請書記載事項の変更又は休業・廃業）

第8 資格決定通知をした後、次に掲げる事項について変更があったとき（ただし、3については、新たに就任した場合に限る。）、又は営業を休業するとき若しくは廃止したときは、競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届（第4号様式）を提出させるものとする。ただし、下記1から3に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書の原本又は写し及び役員等一覧表（第3号様式）を添付させるものとする。

1 商号又は名称

2 所在地又は住所（本店又は経営規模等（第2号様式）に記載している支店等の所在地又は住所）

3 代表者、取締役、監査役等の役員

4 電話番号

5 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

附則 この要領は、平成18年3月10日から実施する。

附則 この要領は、平成23年8月25日から実施する。

附則 この要領は、平成25年1月4日から実施する。

附則 この要領は、平成30年3月9日から実施する。

附則 この要領は、令和2年6月3日から実施する。

附則 この要領は、令和4年3月15日から実施する。

附則 1 この要領は、令和5年7月14日から実施する。

2 改正後の役務の提供を受ける契約（放置車両の確認及び標章の取付け）に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、令和8年9月30日まで有効である競争入札参加資格の申請及び記載事項の変更等の届出について適用し、令和5年9月30日まで有効である競争入札参加資格の申請及び記載事項の変更等の届出については、次項に定めるもののほか、なお、従前の例による。

3 改正後の要領第7の1の(4)の規定は、第1項に規定する日以後になされた令和5年9月30日まで有効である競争入札参加資格の申請及び記載事項の変更等の届出についても適用する。